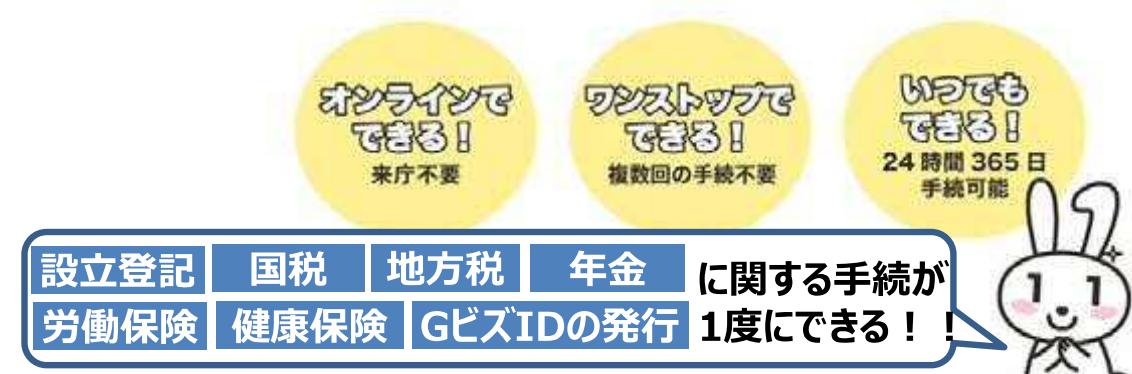


# 法人設立ワンストップサービスの機能拡充（令和3年2月26日～）

- 内閣府では、マイナポータルにおいて、法人設立に必要な諸手続をオンラインで一括でできるサービスを提供しています（令和2年1月～）。さらに令和3年2月26日から「定款認証」「設立登記」も含めた全ての手続がワンストップでできるようになります。※これまで設立登記後に提出が求められた「定款・登記事項証明書の添付も不要」となります。



※「定款認証」「設立登記」の手続が令和3年2月26日から対象になります。

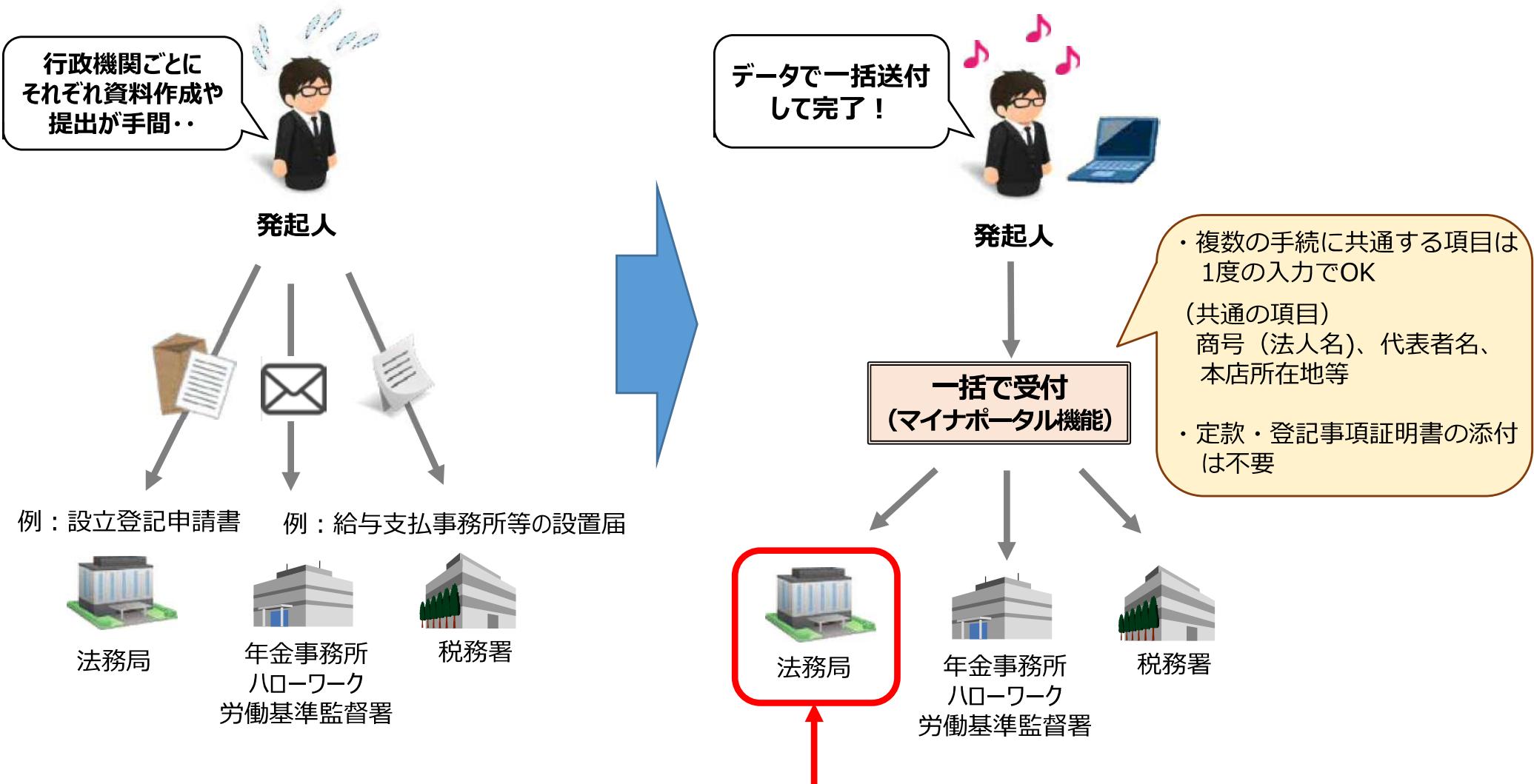
## [法人設立ワンストップサービスの対象手続] ※これらの手続が一括でできます

項目番号	提出先	手続名
1	法務省	定款認証の嘱託 ※令和3年2月26日から対象
2		設立登記申請書 ※令和3年2月26日から対象
3	国税庁	法人設立届出書
4		給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書
5		消費税の新設法人に該当する旨の届出書
6		青色申告の承認申請書
7		棚卸資産の評価方法の届出書
8		減価償却資産の償却方法の届出書
9		有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書
10		申告期限の延長の特例の申請書
11		消費税課税事業者選択届出書
12		消費税簡易課税制度選択届出書
13		消費税課税期間特例選択・変更届出書
14		源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書
15		電子申告・納税等開始届出書

項目番号	提出先	手続名
16	国税庁	消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書
17		事前確定届出給与に関する届出書（付表1）
18		事前確定届出給与に関する届出書（付表2）
19		事前確定届出給与に関する届出書（付表1・付表2）
20	都道府県／市区町村	法人設立・設置届出書（都道府県）
21		法人設立・設置届出書（市区町村）
22		申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書
23		事業所等新設申告書
24	厚生労働省（年金局）	健康保険・厚生年金保険 新規適用届
25	厚生労働省（徴収業務室）	労働保険保険関係成立（継続）
26		労働保険保険関係成立（継続）（労働基準監督署用）
27		労働保険保険関係成立（継続）（公共職業安定所用）
28	厚生労働省（職業安定局）	雇用保険適用事業所設置届
29		雇用保険被保険者資格取得届

# 法人設立ワンストップサービスの機能拡充によるメリット

- 法人設立に際し、発起人は法人設立に関する複数の手続を行うことになっていますが、それぞれの手続ごとに各行政機関に提出するのではなく、オンラインで一括で手続できるようになることで、発起人における**事務負担の軽減**につながります。



# サービスの利用の流れ

## STEP1 トップページ

## STEP2 かんたん問診

## STEP3 必要な手続の確認

法人設立関連手続をオンラインで  
一度入力の実績をもつ場合は  
法人設立問診  
かんたん問診・申込

法人登記の実績をもつ場合は  
本登記を簡単一度  
お問い合わせから提出までのプロセス  
申請状況の確認

### 法人設立関連手続かんたん問診

以下の質問について、上記の選択肢の中から最も近いものをお選びください。

① 法人登記をお持ちですか？  
② 設立は役員会議で決まり  
③ 登記する会社は、持分会社ではなく純粋会社ですか？  
④ 作成済みの契約は、公証場の公証人に文書認証を受けていますか？  
⑤ 当社が当社の代理を登記主へ登録する際には、登録料金を支払っており、登録料金を支払っていない場合は、登録料金を支払う必要があります。  
⑥ 会員登記の実績は実績済みですか？または、半日登記予約ですか？

### 問診結果

問診の結果、申請事項に必要な法人登記手續は以下の通りです。既に申請をお済みであるなど、当サイトで申請を行わない手續があれば、該手続を削除してください。

【問診手續】

既に問診結果に該手續へ確実に届くように法人設立ワンストップサービスから提出する必要があります。

なお、必ず該手續でいる手續は法人登記手續、一定期間内に必要な手續となります。

既に該手續が提出されている場合は、該手續を削除してから1ヶ月以内に提出が必要です。

既に該手續が提出が不可能な場合はチェックを外してください。

既に手續がお済みの場合や既に申請する場合はチェックを外して申請することもできます。

**電磁的記録の認証の嘱託(定款認証)**

申請先開閉 一括登記  
候補申請 ■登記記載用紙 本社と子会社の登記用紙と同様に申請して下さい  
または既に登記の実績をもつ場合は直接登記の場合は登記手續を提出して下さい  
 **設立登記の申請 本株式会社の定款認証同時申請用**

申請先開閉 本社  
提出期限 登記手續は以下のとおりです  
登記手續の提出期限は以下のとおりです

## STEP4 項目の入力

## STEP5 電子署名・申請

## STEP6 申請状況の確認

申請情報の入力 (1/5)

共通する項目は一度の入力でOK！

定款や登記事項証明書の添付は不要！

電子署名の仕様

マイナンバーカードを使い、電子  
申請データと添付ファイルに電  
PCをご利用の場合は、ICカード  
ドライバ等が必要になります。  
ICカードドライバがない場合  
のマイナポータル版にて読み取  
スマートフォンをご利用の場合  
その後、画面表示に従って署名  
操作を行ってください。

マイナポータルAPIパスワード入力(電子署名付与)

マイナンバーカードの署名用電子証明書パスワード  
(6~16桁の英数字)を入力してください

パスワード:

パスワードを表示する

キャンセル

⚠️ 署名用電子証明書パスワードとは、マイナンバーカードを市區町村の窓口で受け取った際に申請者  
自身が設定した英数字6~16桁の暗証番号です、5回間違えるとロックされるのでご注意ください。

スマートフォンで  
マイナンバーカードを読み取れる！  
(ICカードリーダーでも可能)

電子署名を付与して送信する  
(ICカードリーダー)

電子署名を付与して送信する  
(スマートフォン)

申請一覧

既に登記済みのコンストラクター申請の一覧を表示します。登記手續をクリックすると申請状況の確認が確認することができます。

登記番号: 0119-1127-0003-2855-5 (登記日時: 2019年1月22日 10:10)

終了  
開示 (法人名): 株式会社  
代表者氏名: 岩崎太郎  
登記手續: 本社登記手續

登記番号: 0119-1126-0003-1025-5 (登記日時: 2019年1月26日 11:10)

終了  
開示 (法人名): 株式会社  
代表者氏名: 岩崎太郎  
登記手續: 本社登記手續

公証役場からのお知らせ

件名: 公証役場からのお知らせ  
申請手続名: 電磁的記録の嘱託(定款認証)  
到達番号: 123456789123

認証済定款は以下よりダウンロードください。  
[ダウンロード](#)

## 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

### 6. 個別分野の取組

#### iii) スマート公共サービス ③ 世界で一番企業が活動しやすい国の実現

##### ア) 法人向けワンストップサービスの実現

・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取組状況を検証し、2021年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。

- 2021年2月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化（オンラインでの印鑑届出を含む）等を開始する。
- 法人設立ワンストップサービスにおいて、GビズIDの同時発行を可能とともに、商業登記電子証明書の利便性向上の方策としてオンライン発行請求を可能とする。また、商業登記電子証明書の一定期間無償化の是非も含めた手数料の見直しや利用機会の拡大方策を検討する。

## デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）（抄）

### 7.6 法人向けワンストップサービスの実現

世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行う。

これまで、2018年（平成30年）3月に、株式会社及び合同会社の設立登記の優先的処理を開始するとともに、2019年（平成31年）3月に、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する関係省令を改正し、テレビ電話等による株式会社の定款認証を導入した。また、2020年（令和2年）1月からマイナポータルを活用し、国税、地方税、年金、雇用保険などの法人設立に係る申請等の手続（登記後の手続）のワンストップ化を開始している。

2021年（令和3年）2月からの定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、GビズIDの発行等の開始に取り組むとともに、定期的に取組状況を検証し、2021年度（令和3年度）目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。